

2015年8月4日

公益財団法人 日本医療機能評価機構

病院機能評価における医療安全に関する基本方針

病院機能評価における医療安全に関する考え方と認定病院における重大な医療事故への対応方針を明確にするため、病院機能評価における医療安全に関する基本方針を定める。

記

1. 医療安全のゴールは、医療事故の発生を許容できるレベル以下に低減させることにある。安全な仕組みを構築することによりその発生頻度を減らすことが可能である。
2. 病院機能評価は、受審病院において良質で安全な医療を提供する仕組みが確立しているか否か、その時代の要請に見合う評価項目に基づいて判断するものであり、一定以上と評価された場合に認定を行う。
認定病院における重大な医療事故は、日本医療機能評価機構（以下、評価機構）による評価が適正であったかどうかを再確認する契機と位置づけられる。
3. 評価機構は、認定病院において医療安全上の問題が生じた場合には、評価機構により当該病院が有していると判断された良質で安全な医療を提供する仕組みが、実際に確立され機能していたのかを再度検討するとともに、あわせて、当該病院がその医療事故を教訓に、類似事故の再発防止を目的としてより強固な仕組みを構築する努力を行ったか否かを確認する。その際、当事者の有無責任判断などは行わない。
4. 医療事故には、間違った医療行為と治療成績低位が含まれる。後者は一般に検知が難しい。病院は、安全な医療の提供こそは「無危害」倫理原則に基づく最重要の事項であることを認識し、治療成績低位を含めて安全を確保できる仕組みを構築し、その仕組みが機能していることを保証するためのガバナンスの強化、倫理の浸透、継続的な職員の教育研修に努める。
5. 評価機構は、さらに安全な医療の提供を促進するため、現在の認定の方式は維持しながらも、認定にあたってはガバナンスの徹底、倫理の実践、教育研修の充実についての評価の強化を図る。

以上